

(素案)

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン

令和3年度～令和12年度

令和2年12月

大阪府太子町

目次

人権行政基本方針

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
(1)世界・日本の動き	2
(2)大阪府の動き	3
(3)太子町の動き	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の構成	5
5. 計画の期間	5
6. 確認事項	5
第2章 太子町の現状と課題	6
1. 太子町の状況	6
2. 住民意識調査	8
3. 団体ヒアリング調査	13
4. 計画策定にあたっての課題	15
(1)人権学習及び啓発活動の充実	15
(2)情報の収集・提供機能の充実	15
(3)相談機能の充実	15
(4)人権尊重のまちづくり	15
(5)推進体制の構築	16
第3章 基本理念と基本方針	17
1. 人権行政の考え方	17
2. 基本理念	18
3. 基本方針	19

人権行政推進プラン

第1章 施策の体系.....	20
第2章 施策の基本方向	21
1. 人権教育・啓発の推進	21
2. 情報の収集・提供機能の充実	21
3. 相談体制の充実	21
4. 人権リーダーの養成	21
5. 住民・NPO法人・事業者などの主体的活動の支援.....	21
6. 協働の取組とネットワークの推進.....	21
第3章 人権課題への取組	22
1. 子どもの人権	22
2. 女性の人権.....	24
3. 障がいのある人の人権.....	25
4. 高齢者の人権	26
5. 同和問題(部落差別)	27
6. 外国人の人権	28
7. 職場などにおけるハラスメント.....	29
8. インターネット上の人権侵害.....	30
9. 性的マイノリティへの人権侵害.....	31
10. 感染症に起因する人権侵害	32
11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別.....	34
12. その他の様々な人権課題.....	35
第4章 推進プランの体制と進行管理.....	38
1. 推進プランの体制	38
(1) 実施体制.....	38
(2) 国や大阪府などとの連携	38
(3) 住民など多様な主体との連携.....	39
2. 進行管理	39

人権行政基本方針

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

人権をめぐる状況は、平成28年に施行された「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」で国及び地方公共団体の責務が示され、また、性的マイノリティの人権やインターネット上の人権侵害など、様々な分野で取り組むべき課題は増え続けるとともに、多様化・複合化しています。

こうした様々な人権の課題に住民一人ひとりが気づき、考えて行動する人権尊重のまちづくりが求められています。また、行政においては、人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の問題、職員一人ひとりの課題として再認識することが求められています。

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランは、平成16年3月策定の人権行政基本方針、平成17年3月策定の人権行政推進プランを見直し、太子町人権尊重のまちづくり条例を踏まえ、第5次太子町総合計画や各種個別方針・計画との整合性を図り、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取組を推進するために策定します。

2. 計画策定の背景

(1)世界・日本の動き

人権の尊重が平和の基盤であるということが、世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まっています。

世界の動き		日本の動き
	1947(S22)年	「日本国憲法」施行
「世界人権宣言」採択	1948(S23)年	
「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」発効	1969(S44)年	「同和対策事業特別措置法」施行 →1982(S57)年失効
「国際人権規約」発効	1976(S51)年	
「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	1981(S56)年	
	1982(S57)年	「地域改善対策特別措置法」施行 →1987(S62)年失効
	1987(S62)年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 →2002(H14)年失効
「児童の権利に関する条約」発効	1990(H2)年	
	1999(H11)年	「男女共同参画社会基本法」施行
国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 MDGs(ミレニアム開発目標)設定	2000(H12)年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
	2002(H14)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
	2004(H16)年	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
「人権教育のための世界計画」(開始)	2005(H17)年	「犯罪被害者等基本法」施行
「国際連合人権理事会」設立	2006(H18)年	「自殺対策基本法」施行
「障がい者の権利に関する条約」発効	2008(H20)年	「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
	2009(H21)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	2011(H23)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」改定 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
	2012(H24)年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
	2014(H26)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
国連「SDGs(持続可能な開発目標)」採択 「人権教育のための世界計画」取組の強化	2015(H27)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行
	2016(H28)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布(順次施行)
	2017(H29)年	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」施行
G20 大阪首脳宣言	2019(R元)年	地域共生社会を提唱(厚生労働省) 「日本語教育の推進に関する法律」施行
国連「北京+25」記念会合(第 64 回国連女性の地位委員会)	2020(R2)年	「児童虐待防止法」改正 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」施行

(2)大阪府の動き

- ① **大阪府人権教育推進計画（平成27年3月改訂）**
「大阪府人権施策推進基本方針」に基づいて、平成17年に策定した「大阪府人権教育推進計画」が平成27年に改訂されました。
- ② **差別のない社会づくりのためのガイドライン（平成27年策定）**
すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「差別の未然防止」「個別事案の適切な解決」を目的とした「差別のない社会づくりのためのガイドライン」が策定されました。
- ③ **大阪府人権尊重の社会づくり条例（令和元年改正）**
人権尊重の社会づくりをめざした「大阪府の責務」「府民の責務」「事業者の責務」が明記されました。
- ④ **大阪府性の多様性理解増進条例（令和元年施行）**
性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざした「大阪府の責務」「府民の責務」「事業者の責務」が明記されました。
- ⑤ **大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（令和元年施行）**
ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いの違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざした「府の責務」が明記され、「府民と事業者」には努力義務が設けられました。

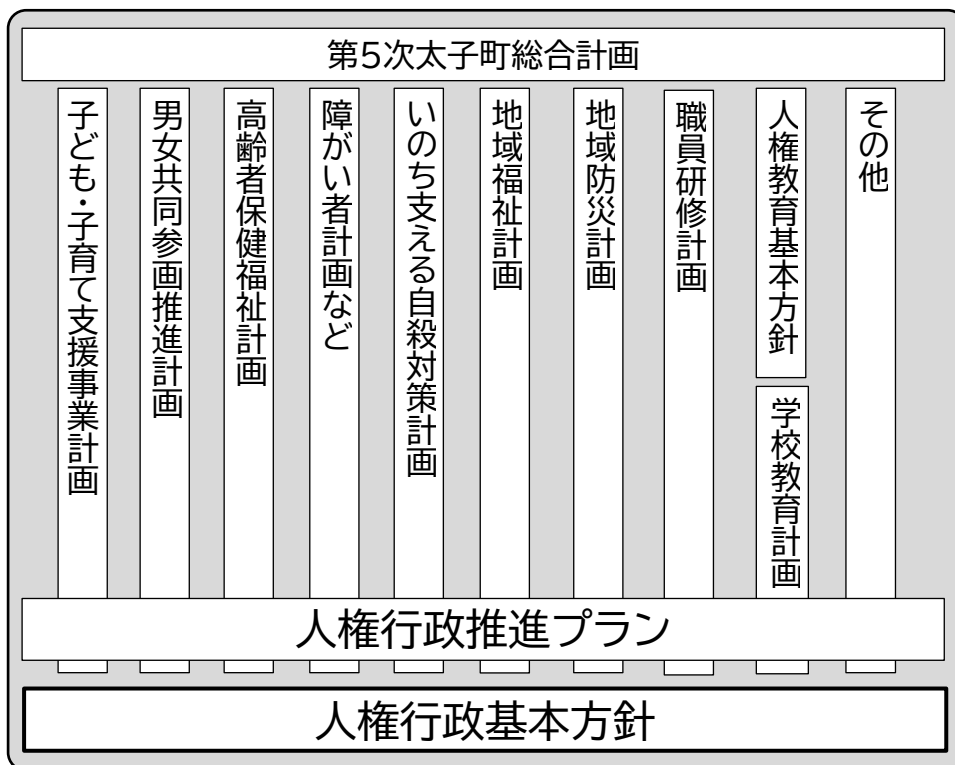
(3)太子町の動き

- ① **人権行政基本方針（平成16年3月策定、平成19年3月改訂）**
平成14年1月施行の「太子町人権尊重のまちづくり条例」が定める「町の責務」を明確にし、「第4次太子町総合計画」を基に全庁的な人権の取組を進めるための指針として策定しました。
- ② **人権行政推進プラン（平成17年3月策定）**
人権行政を推進するにあたり、新たな時代を見据え、総合的かつ計画的に人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに、社会的課題を有する住民の自立や社会参加を促進する、人権救済・保護のための施策を充実・発展していくことを目的とし、平成15年策定の「太子町人権・教育啓発プラン」を包括して策定しました。
- ③ **第5次太子町総合計画（平成28年3月策定）**
中長期的な視点に立ち、住民一人ひとりが誇りを持って、私たちのまち・太子町を次代に継承していくために策定しました。
- ④ **太子町いのち支える自殺対策計画（平成31年3月策定）**
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「生きることの包括的な支援」として全庁的な自殺対策を推進するために策定しました。
- ⑤ **第2次太子町男女共同参画推進計画（令和2年3月策定）**
少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、大きく変化する社会や家庭の状況を踏まえ、新たに策定しました。

3. 計画の位置づけ

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランは、太子町人権尊重のまちづくり条例の町の責務及び町民の役割を明確にするとともに、「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の実現をめざす第5次太子町総合計画を上位計画とし、その他の個別計画・方針の内容とも整合性を図ります。

図.人権行政基本方針・人権行政推進プラン位置づけ

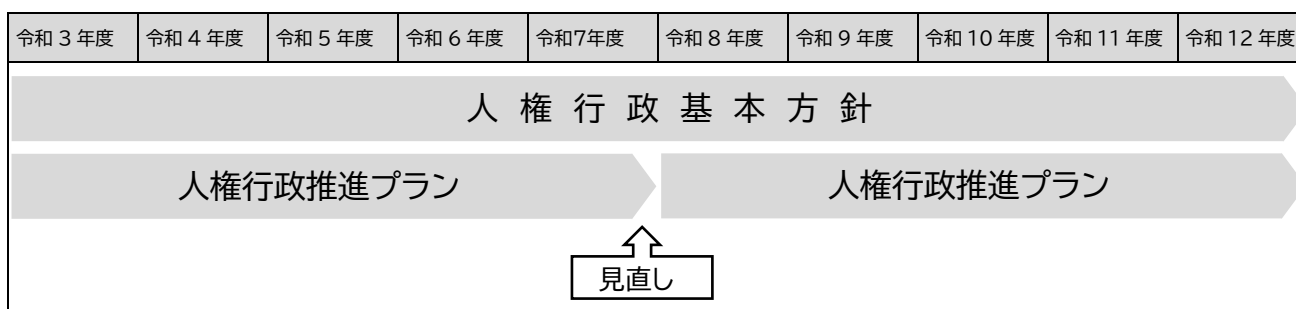


4. 計画の構成

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランは、現行の「人権行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を統合し、基本理念及び基本方針で施策の方向性を示した上で、より具体的な行動計画を明記し、これらを一体化させた構成とします。

5. 計画の期間

- **人権行政基本方針**
計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。
- **人権行政推進プラン**
計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
また、令和7年度中に見直しを行います。



6. 確認事項

計画の策定にあたっては、持続可能な開発目標として、将来にわたり本町が希望を持ち続けることができるまちづくりを進めていく必要があることから、SDGsの理念に基づいた実効性ある施策の実施を行います。

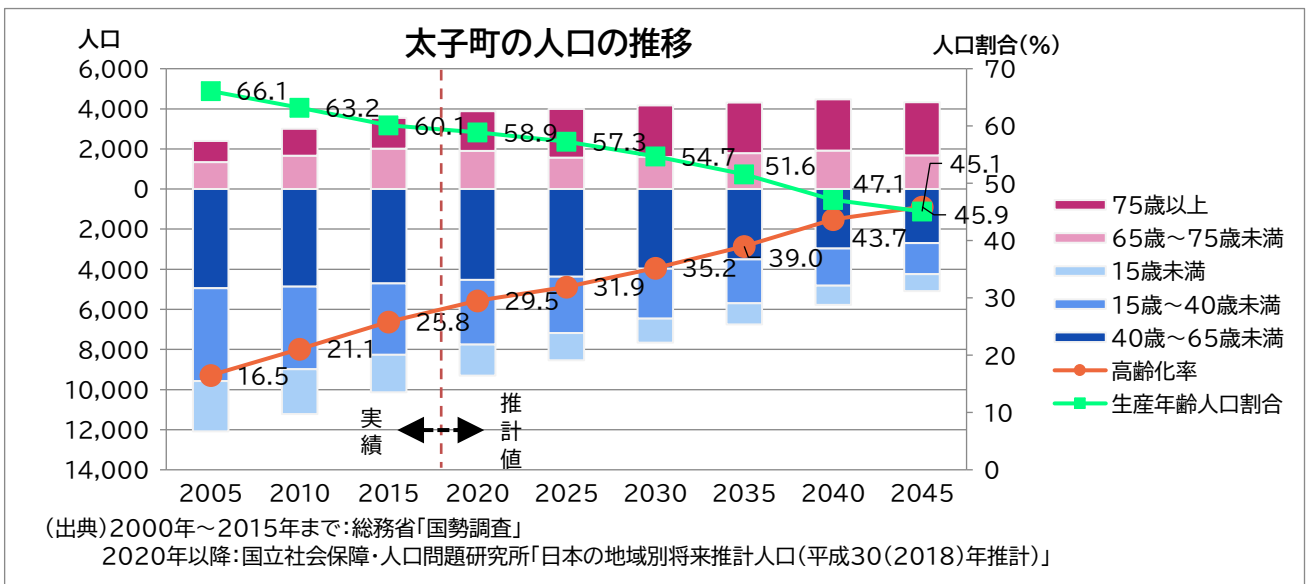


第2章 太子町の現状と課題

1. 太子町の状況

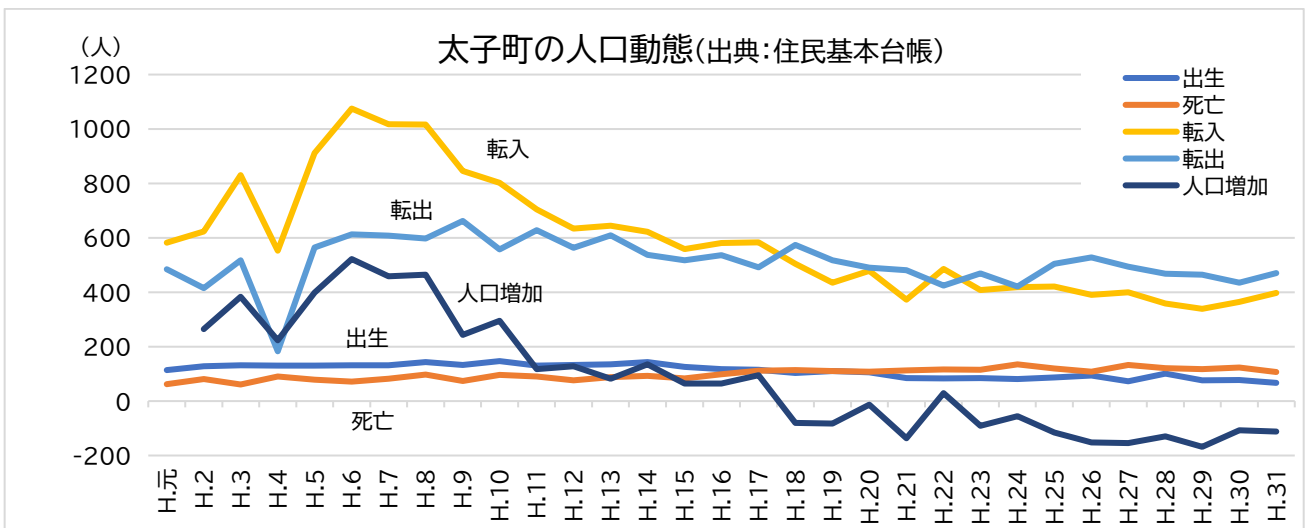
(1) 人口の推移

本町の人口は令和元年度末現在13,276人(出典:住民基本台帳)です。また、本町の人口は減少傾向にあり、今後、少子高齢化の傾向が強まっていくと予測されています。将来推計を見ると、2020年の高齢化率が29.5%で、10年後の2030年には35.2%に達すると予測されています。



(2) 人口動態

本町の人口は平成18年を境に減少に転じています。人口動態は転入による社会増減の影響が大きく、平成6年をピークに増加幅が縮小しはじめ、平成18年を境に減少に転じました。平成初期の頃は人口の流動性が高かったのが、現在は滞留傾向にあります。



(3)世帯の状況

本町の人口は平成18年を境に減少に転じていますが、世帯数は増加の傾向にあります。なかでも高齢者のいる世帯の増加が大きく、平成7年から平成27年までの20年間に倍増しました。特に、高齢者単独世帯は大きく増加しており、20年間で5倍になっています。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	4,014	4,593	4,833	4,873	5,056
単独世帯数	737	789	875	894	1,077
一般世帯数に占める割合	18.4%	17.2%	18.1%	18.3%	21.3%
高齢者のいる世帯数	1,120	1,352	1,602	1,930	2,243
一般世帯数に占める割合	27.9%	29.4%	33.1%	39.6%	44.4%
高齢者単独世帯数	107	166	242	350	519
単独世帯に占める割合	14.5%	21.0%	27.7%	39.1%	48.2%
高齢者のいる世帯に占める割合	9.6%	12.3%	15.1%	18.1%	23.1%

※ 出典:国勢調査

ひとり親世帯は増加の傾向にあり、平成7年から平成27年までの20年間に倍増しています。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	61	75	90	107	119
父子世帯	6	6	11	11	13

※ 出典:国勢調査

(4)障害者手帳所持者

令和2年現在の障害者手帳所持者は次のとおりです。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	計
514人	148人	90人	752人

※ 庁内調べ

(5)外国人人口

本町の在留外国人は令和2年現在、122人で増加傾向にあります。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
在留外国人数	83人	90人	93人	106人	122人

※ 出典:住民基本台帳

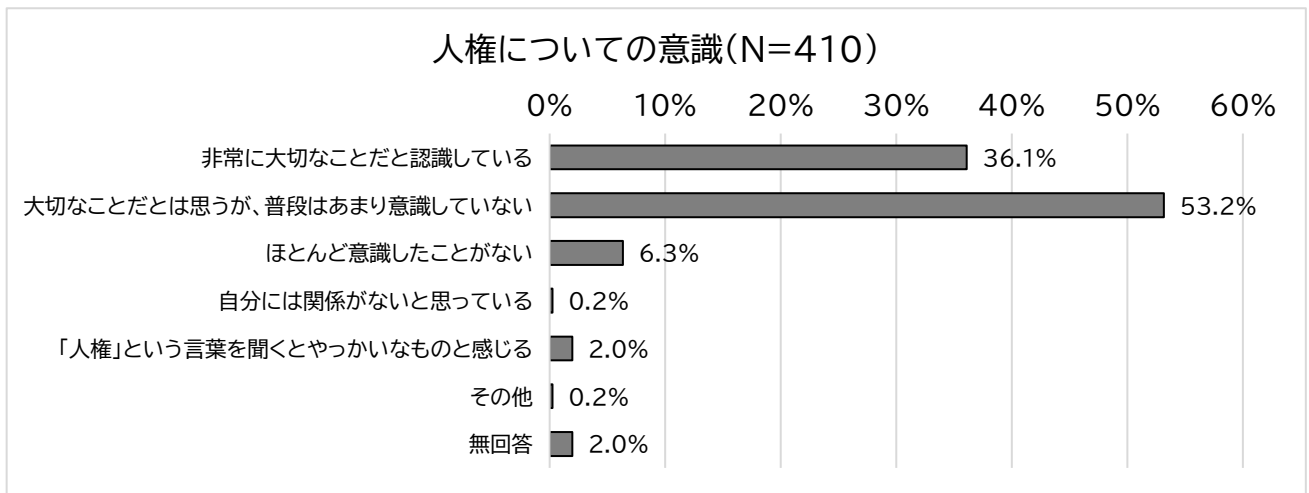
2. 住民意識調査

これまでの人権施策の成果や課題を把握し、今後のより効果的な人権啓発活動のあり方を検討する資料とするため、「人権に関する住民意識調査」を実施しました。

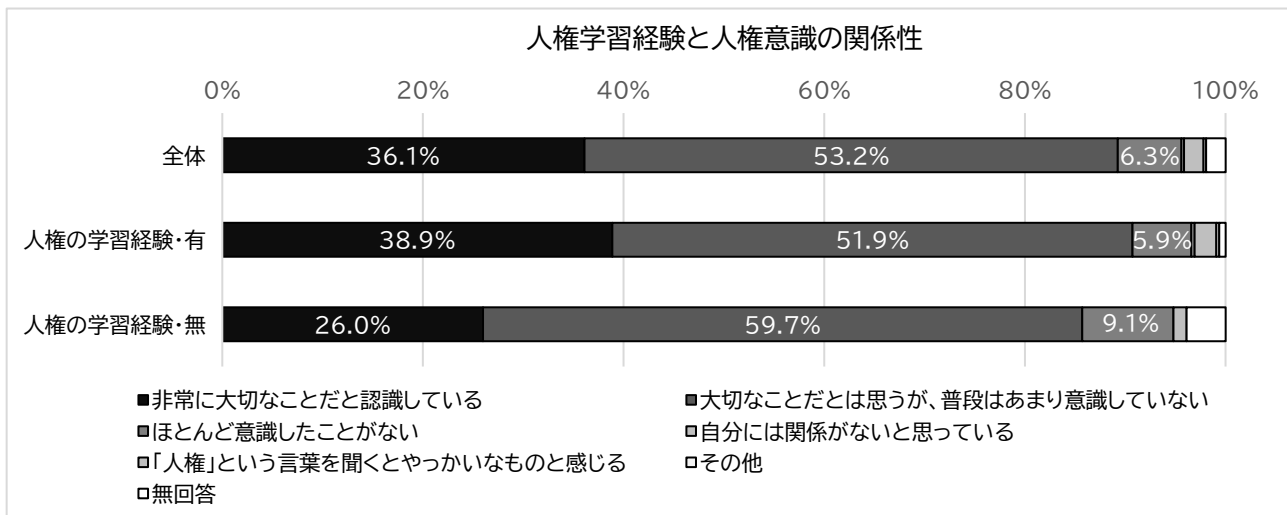
調査対象	太子町在住の16歳以上の住民1,000人(住民基本台帳より無作為抽出)
調査期間	令和2年5月29日から6月12日
回収状況	有効回収数 410件(有効回収率: 41.0%)

(1) 人権意識と人権学習について

- 人権意識について、3人に1人は非常に大切なことだと認識していますが、「大切なことだと思うが、普段はあまり意識していない」人が大半となっています。



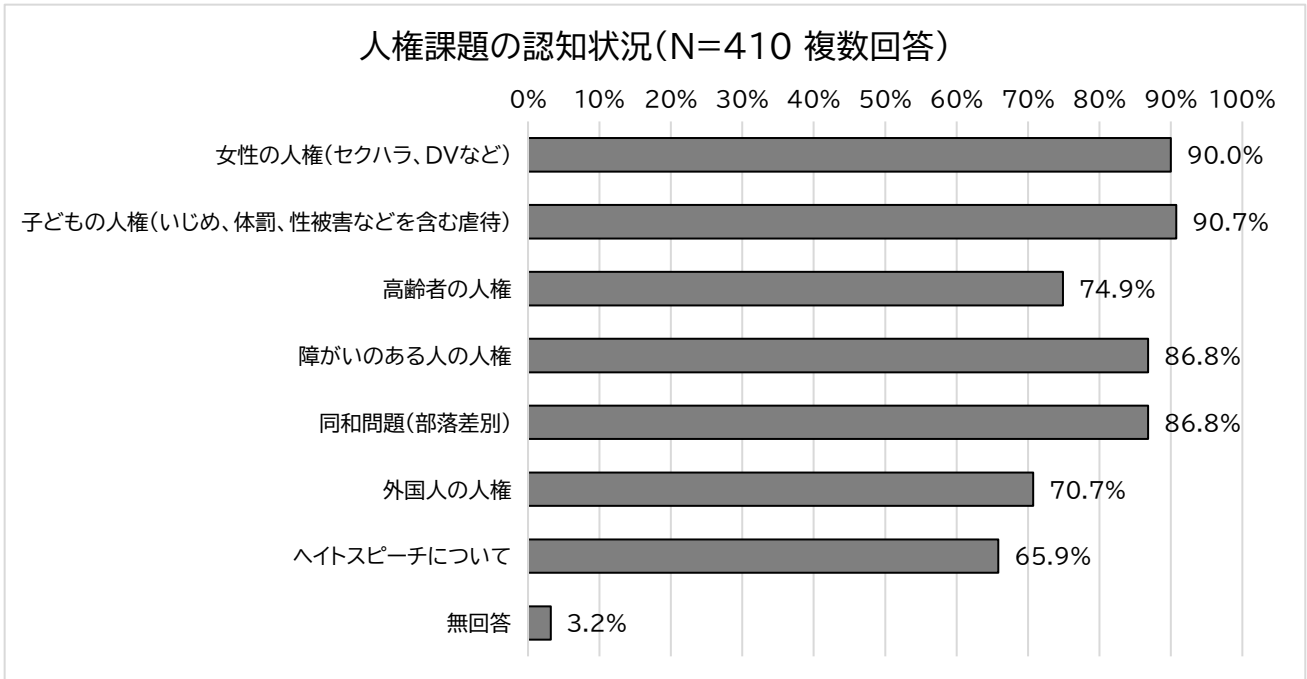
- 人権学習の経験がある人は79.0%で、その学習の場は、「中学校」(62.3%)、次いで「小学校」(48.1%)、「高等学校」(47.2%)と、義務教育期に学習した割合が高くなっています。
- 人権意識と学習の関係性をみると、人権学習経験者ほど人権意識が高い傾向にあります。



(2) 人権課題の認知状況とそれを知ったきっかけ

① 人権課題の認知状況

- 「子どもの人権」が90.7%と最も多く、次いで「女性の人権」(90.0%)、「障がいのある人の人権」「同和問題(部落差別)」(いずれも 86.8%)、「高齢者の人権」(74.9%)、「外国人の人権」(70.7%)、「ハイトスピーチについて」(65.9%)の順になっています。

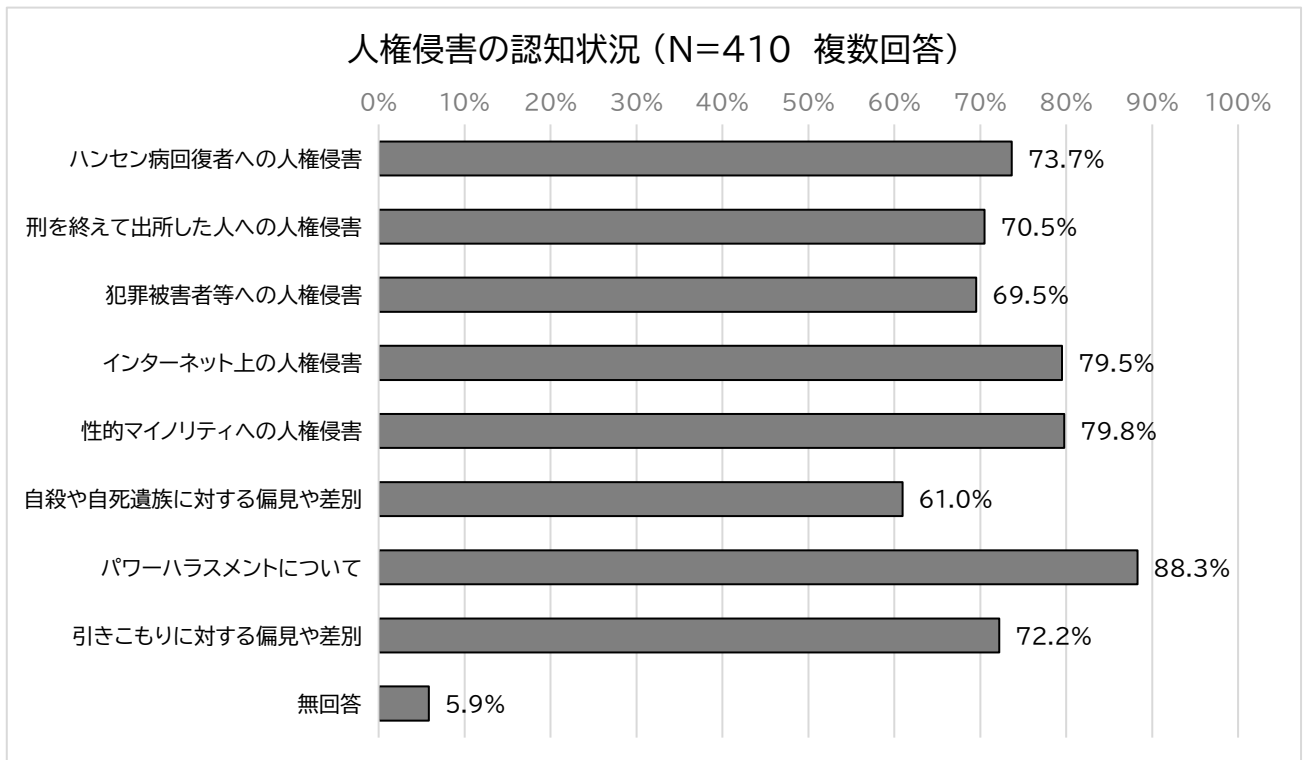


② 人権課題を知ったきっかけ

- 人権課題を知ったきっかけは、同和問題(部落差別)を除き、共通して「新聞・テレビ・ラジオ」のマスメディアの割合が圧倒的に高くなっています。同和問題(部落差別)は「学校教育」(54.8%)とともに、地域社会、家族・親戚、友人・知人など「地縁」「血縁」などの割合が高くなっています。

(3) 人権侵害の認知状況

- 「パワーハラスメント」の割合が最も高く、「自殺や自死遺族に対する偏見や差別」が最も低くなっています。

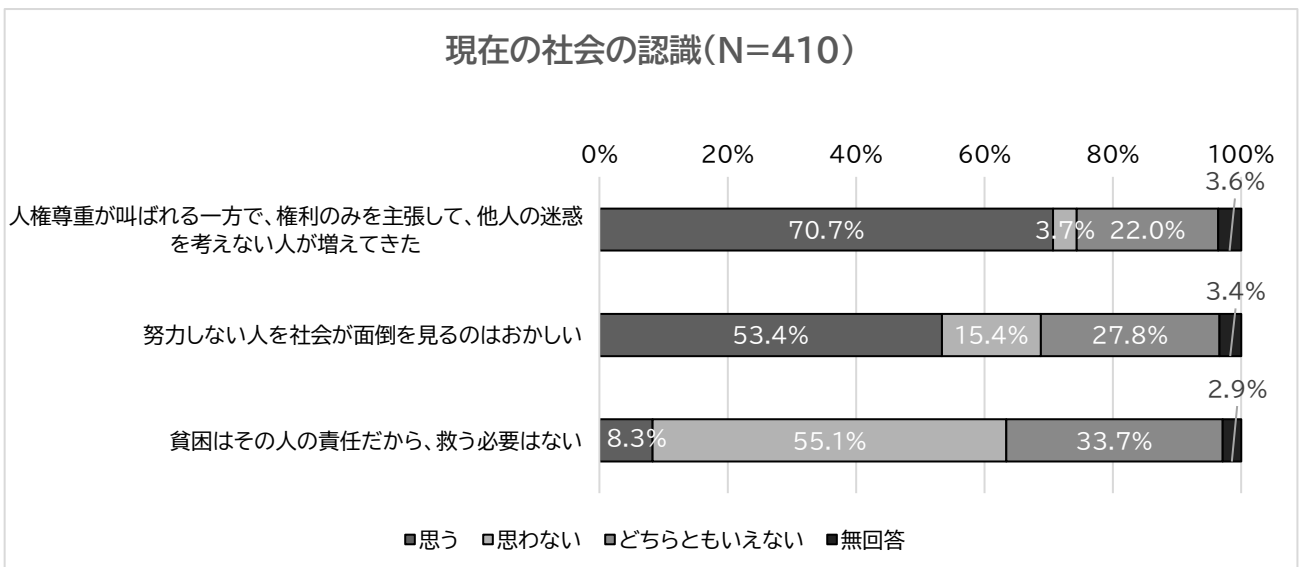


(4) 現在の社会の認識

「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」と思う人が 70.7%を占めています。

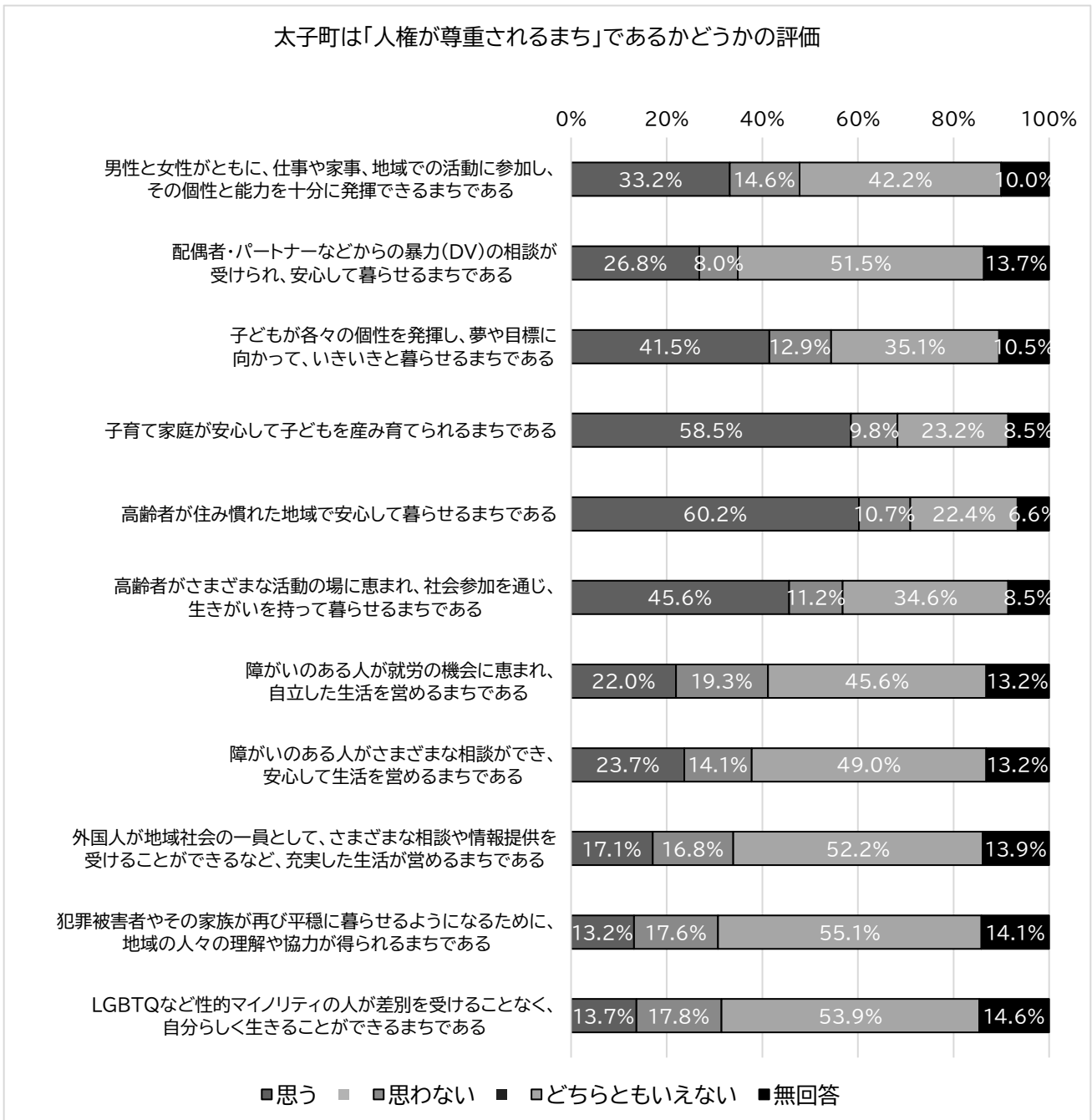
「努力しない人を社会が面倒を見るのはおかしい」と思う人は 53.4%です。

「貧困はその人の責任だから、救う必要はない」と思わない人は 55.1%で、「どちらともいえない」と考える人が 33.7%を占めています。



(5)「人権が尊重されているまち」であるかどうかの評価

- 「高齢者」、「子育て家庭」、「子ども」の評価が相対的に高くなっています。その一方で、「外国人」「犯罪被害者やその家族」「LGBTQ」などについては「どちらとも言えない」の割合が高くなっています。



(6) 人権侵害の現状と人権侵害に対する態度(行動)

① 人権侵害の現状

【見聞】

- 最近5年間で見聞きした経験が「ある」人は32.4%、「ない」人は63.2%とほぼ3人に1人は人権侵害と思われる言動を見聞きしています。その人権侵害の上位5位は、パワーハラスメント(14.3%)、子ども(13.5%)、女性(11.3%)、インターネット(9.0%)、障がいのある人(7.5%)となっています。
- 内容の上位5位は、あらぬ噂、悪口、かげ口(18.0%)、名誉棄損、侮辱、暴言(13.5%)、不平等、不利益な扱い(12.8%)、いじめ(8.3%)、嫌がらせ(5.3%)となっています。

② 人権侵害に対する態度(行動)

【本人】

- 自身への人権侵害に対する態度は「我慢」(43.8%)、次いで「相談」(37.5%)、「抗議・反論」(25.0%)、「訴えた」(12.5%)となっています。

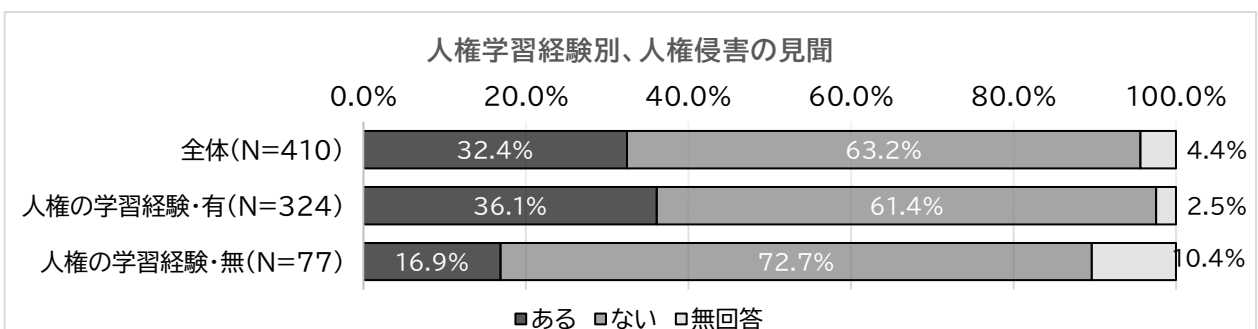
【他の人】

- 回答者以外の人への人権侵害に対する態度は「何もしなかった」(41.6%)、「いけないことと指摘した」(15.9%)、「いけないことと分かってもらおうとした」(15.0%)、「相談した」(8.8%)、「同調した」(6.2%)、「話をそらした」(5.3%)となっています。
- 人権侵害への対応策は「相談窓口の拡充」(26.5%)が最も多く、次いで「学校教育・社会教育の充実」(25.7%)、「行政の啓発」(16.8%)、「当事者自らが解決策を講じる」(12.4%)となっています。

③ 人権学習経験別、人権侵害の見聞と対応行動

【見聞】

- 人権侵害を最近5年間で見聞きした経験がある人を人権学習経験の有無で比較すると、「あり」が36.1%であるのに対し、「なし」では16.9%でした。人権学習経験の有無が人権侵害への気づきに影響していると考えられます。



【対応】

- 見聞した人権侵害に対する態度を人権学習経験の有無で見ると、「あり」では「いけないことと指摘した」が15.7%、「いけないことと分かってもらおうとした」が16.7%であるのに対し、「なし」では、その両方ともが0.0%と、人権学習経験の有無による差が見られました。

3. 団体ヒアリング調査

本町で人権・福祉・教育などに関わる活動を行っている団体、地域福祉や地域コミュニティ活動を行っている団体、小中学校にヒアリング調査を実施し、地域の状況を把握しました。

(1) 子ども

- 食事や整理整頓などの生活習慣で親子が同じ時間を共有する機会が減り、子育てにゆとりを持たない家庭が増えている。
- 子育て支援に関する情報をキャッチできない親が、子育てに困難を抱えているという状況が見られる。
- 精神障がいや知的障がいのある親は子育てに困っている場合が多く、支援が必要になっている。
- 地域には昔ながらの付き合いや住民同士のつながりがある半面、女性や子どもの貧困や虐待、障がい者などに対する無理解や偏見が存在している。
- コロナ禍で3密を避けるために子ども同士で遊べなくなり、子どもたちがストレスをためるという問題がある。
- 不登校の問題は、課題を抱えた家庭環境との関連性がある。
- 小中学校での人権教育では知識だけではなく、体験を通じた学びで人権尊重とは何かを理解してくことを重視しているが、家庭教育での親の考えや行動が子どもに影響を与えている。

(2) 女性

- 町内にある母子生活支援施設を退所後、地域で暮らすようになった母子家庭の場合、地域につながりがないため孤立する恐れが高い。
- 昔は離婚や母子家庭に対する偏見が強かったが、今では受け入れられるようになってきた。
- 地域社会や家庭に、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や男尊女卑などの考え方が根強く残っている。

(3) 障がいのある人

- 障がいを恥ずかしいこととして、隠そうとする人もいる。
- 特に、知的障がい者(児)に対する住民の差別意識や排除を感じる。知的障がい者への支援や理解が十分でないので、親亡き後の暮らしをどうするのかという問題がある。
- 地域住民の障がい者福祉に対する理解が十分でなく、施設コンフリクト問題が発生したことがある。
- 中小零細企業では障がい者雇用が進んでいない。

(4) 高齢者

- 8050問題をはじめ、生活困窮など、高齢者の人権に関わる生活課題が山積している。

- 高齢の親を子どもが虐待するケースが警察への通報によって発見される場合が多い。
- コロナ禍によって認知症が進行した高齢者が増加し、コロナ”うつ”の心配がある1人暮らしの高齢者に対して「1人も見逃さない」という運動を社協と町行政が協働して取り組んでいる。
- 老人クラブに加入していない高齢者に必要な情報が届かなかったり、孤立するというリスクが存在している。
- 高齢者の中には国や町の世話にはならないと思っている人が多い。

(5) 職場におけるハラスメント

- 商工会に加入している事業所は家族経営も含めて従業員の少ない零細企業がほとんどで、経営側にセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントなど、職場におけるハラスメントについての問題意識が低い。
- 経営者を対象にした人権啓発はほとんど行われていない状況で、太子町には職場におけるハラスメントについての相談窓口がない。

(6) 外国人

- 地域に外国人労働者の社宅があるところでは、文化や生活習慣の違いがあり、大変だと思われるが、実際には粗大ごみの処理やゴミ出しの作業を手伝ってくれている。
- 外国にルーツのある人たちの人権問題には地域住民の無理解が影響している。

(7) 地域に共通した状況

- 町会や福祉活動団体の加入率が低く、非会員には必要な情報が届かず、孤立する傾向がある。
- 生活課題や住民ニーズが地域に埋もれてしまい、問題が深刻になるまで発見できないケースが存在する。
- 住民のつながりや活動には地域格差が大きい。様々なキャリアを持った人が退職後に中心となってボランティア活動などを活発に行っている地域もある。

4. 計画策定にあたっての課題

(1) 人権学習及び啓発活動の充実

人権学習や啓発活動の目的は、「人権問題を知る」ということにとどまらず、住民一人ひとりが人権課題に正しく向き合い、行動することのできる“力”を養っていくことにあります。

人権学習の経験がある人ほど人権意識が高く、人権問題事象への対応行動が積極的である傾向がみられ、義務教育段階からライフステージに対応したきめ細かな人権学習の充実が求められます。

(2) 情報の収集・提供機能の充実

人権に関する法律の認知状況に比べ、大阪府や本町の条例はあまり認知されていない状況です。人権啓発は行政からの一方的な情報提供にとどまらず、住民参加型イベントなど、実体験を通じた啓発活動も求められています。そのためには、学校や行政だけでなく、企業、NPO法人など様々な主体が対象者のニーズを的確に把握することが重要です。

また、様々な生活課題を抱え困難に直面している住民に、必要な情報を適切に提供する仕組みづくりが求められます。

(3) 相談機能の充実

人権問題が発生したときの対応策として、「相談窓口の充実」が重要な課題と考えられます。外国人や障がいのある人なども安心して地域で生活を営み、必要な時に様々な相談ができる機能の充実や体制整備は必要不可欠となっています。

福祉関係団体や町会への加入率が低いことから、孤立している住民の困りごとや人権課題が見えにくい状況があります。課題を抱えた住民が気軽に相談支援を活用できるよう改善を図るとともに、「一人も見逃さない相談体制」の構築が求められます。

(4) 人権尊重のまちづくり

今の社会について、「権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」と思う人が多い状況が懸念されます。住民一人ひとりが自らの権利意識を高めていくとともに、他者の人権にも配慮することのできる共生社会の構築が求められています。

日常生活のなかでは、人権問題事象に遭遇した時、それを見過ごしてしまうことがあります。身近な人権問題に気づき、その解決に向けて、住民一人ひとりが主体的に行動していくことが人権尊重のまちづくりにつながります。そのためには、住民一人ひとりが困った時にSOSを発信し、それに気づくことができる住民同士のつながりが重要となり、人権問題の解決に向けて中心的な役割を担う人材が求められます。

(5) 推進体制の構築

人権行政を推進していくためには、総合調整機能をはじめとした全庁的な推進体制の整備が必要です。そのためには、町職員の意識改革に取り組み、一人ひとりが自らの課題として人権行政に携わることが重要です。

また、人権啓発活動を行う太子町人権協会は人権行政を推進していくための重要な役割を担っており、町行政といわば車の両輪の関係にあります。太子町人権協会が、太子町社会福祉協議会やNPO法人などの関係機関と協働し、地域に存在する人権課題の発見や、住民に寄り添った活動を行うことが求められます。

第3章 基本理念と基本方針

1. 人権行政の考え方

自治体行政は、近代社会の原理である住民の権利と住民の自由を確立・保障することを目的として成り立っています。つまり、「医療・福祉・健康」「安心・安全・都市基盤・環境」「産業・雇用・観光」「教育・文化」など住民生活の様々な分野で、住民の幸福追求に関わっていることから、自治体行政は人権行政であると言えます。

また、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」において具体的な国民の権利と国民の自由を保障しているように、憲法の理念である国民主権、平和主義、基本的人権の確立・保障を地域社会で実現していくことが自治体行政の目標であります。それらは、様々な人権課題に対応していく行政の総合的な取り組みによって実現していきます。

本町では、憲法の基本的人権を確立・保障し、住民一人ひとりが安心して、自分らしく暮らせる社会を創っていくことが行政の大きな目的の一つとして捉えます。こうした社会の実現に向け、あらゆる人権課題への取り組みや対応などを町全体の課題とし、日常業務をはじめ、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していきます。

このことから、人権行政を推進するにあたっては、すべての職員が人権の概念について認識を深め、すべての人の基本的人権を確立・保障するという自治体行政のあり方を理解し、自治体行政は人権行政であるという認識に基づき施策に取り組みます。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、行政からの一方的な押し付けにならないように、住民の自主性を尊重した取組を行うことが大切です。また、人権教育・啓発は、問題・課題に対する気づきや学び、人権侵害や差別をなくすための行動を促すだけでなく、住民一人ひとりが人権の主体として自覚し、住民の行動力につながることをめざします。

2. 基本理念

人権とは…

人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

この権利を実現するためには…

すべての人が個人として尊重され、ありのままに受け入れられる社会形成が必要であり、地域社会においては人権行政の推進と住民の意識高揚が大切です。

本町では…

あらゆる行政分野に人権尊重の文化を根付かせ、多様な人々がお互いの違いを認め合いながら、共生し、協働する地域社会「和のまち“たいし”」をめざします。

《基本理念》

すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、
多様な人々が共生する和のまち“たいし”

本町では、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち“たいし”をめざしています。ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています。

3. 基本方針

人権行政を推進し、「全ての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”」を実現するため、次の3つの基本方針を掲げます。それらは相互に関連し、有機的な連携を持っているものであり、住民・事業者・行政が協働して人権行政を推進していきます。

人権尊重のまち“たいし”

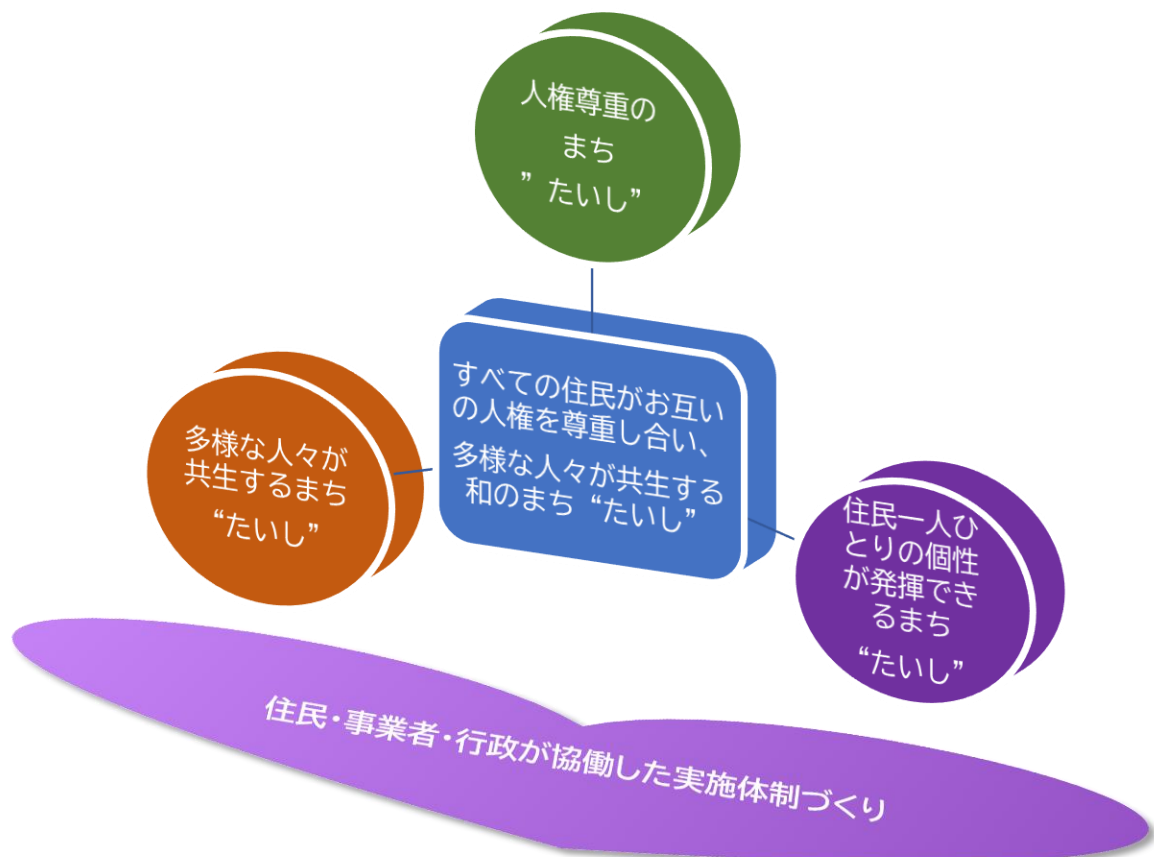
すべての人が個人として尊重され、その生存と自由が保障されるまちをめざします

住民一人ひとりの個性が発揮できるまち“たいし”

自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまちをめざします

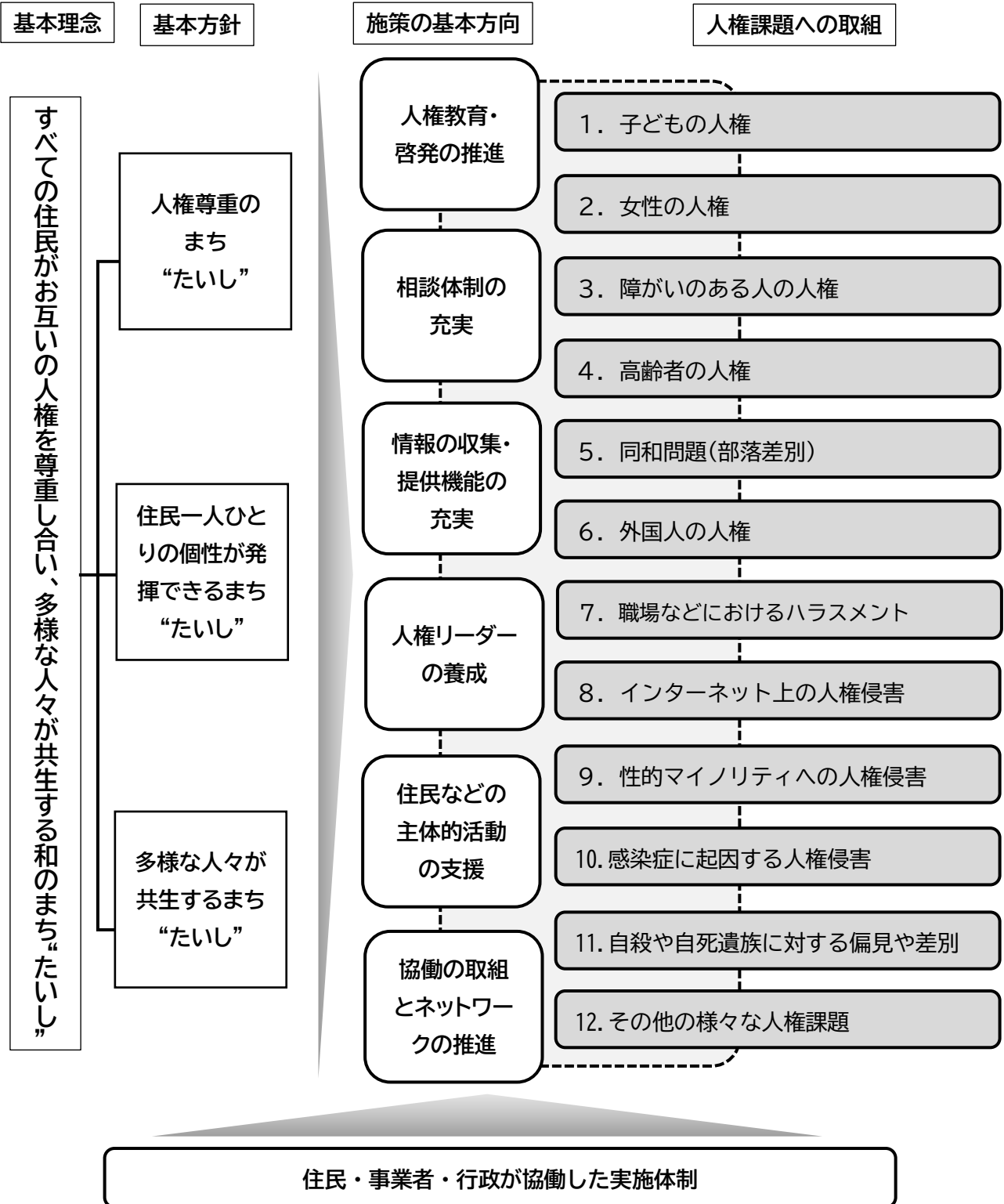
多様な人々が共生するまち“たいし”

複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします



人権行政推進プラン

第1章 施策の体系



第2章 施策の基本方向

1. 人権教育・啓発の推進

住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進します。

2. 情報の収集・提供機能の充実

人権問題は多様化・複雑化しており、住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く住民に提供していく機能の充実に取り組みます。

3. 相談体制の充実

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権の視点から住民の相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取り組みます。

4. 人権リーダーの養成

住民が人権の視点から地域の様々な課題について、自主的・自発的に考え取り組み、それを地域全体で支えていくことが大切です。そのためには、NPO法人やボランティア団体などが取り組む地域活動との連携を深め、人権問題と向き合う人材を発掘し、人権リーダーとして養成していくことが必要です。特に、本町における人権啓発団体として活動している太子町人権協会との連携を強化し、地域における人権リーダーの養成に取り組みます。

5. 住民・NPO法人・事業者などの主体的活動の支援

住民の主体的な取組を通じて、住民がふれあい・交流することにより相互理解を深めていくことが人権文化の創造に重要です。また、様々な課題を抱える人々を地域社会で支え、共に社会参加していくことが、住民のエンパワメントと自己実現を促進していくことに通じます。住民の交流・相互理解のための活動などを支援するとともに、NPO法人・事業者などにおいても職場などで人権教育・啓発を充実させるなど、支援・連携の強化を図ります。

6. 協働の取組とネットワークの推進

町行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の視点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、住民一人ひとりの課題であり、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため、住民・各団体・事業所と行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

第3章 人権課題への取組

1. 子どもの人権

【現状と課題】

- 平成元年に採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、子どもは権利を行使する主体として位置付けられています。平成28年の「児童福祉法」の改正では、児童の健やかな成長・発達が保障されること、権利の主体として尊重されることなどが明確化されました。

しかし、いじめや体罰、虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。いじめに関しては、SNSなどインターネット上での誹謗・中傷なども多発しており、町立学校では「いじめ防止基本方針」(平成26年4月)を策定し、いじめ防止に向けての取組を進めています。また、令和2年の「児童虐待防止法」の改正では、「体罰によるしつけ」も虐待として禁止されるようになるなど法整備が進められていますが、児童虐待は増加傾向にあります。

- 子どもは特別な保護を受けるだけでなく、子ども自身が権利の主体として、学びと育ちが保障される環境や教育の充実が課題となっています。

いじめや体罰、虐待は人権侵害であるという認識を広める啓発を推進するとともに、家庭や地域、学校などの関係機関と連携した早期発見・早期対応の取組が求められます。また、不登校の背景には、貧困など様々な課題を抱えた家庭環境も関連しており、これらに対応した包括的な支援が必要です。

【具体的な取組】

① 子どもの人権に関する教育・啓発の充実

- 子どもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、子どもの基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めます。
- 子ども自身が自己の権利を自覚するとともに、他の人を思いやることができるよう、人権教育推進協議会などと連携し、人権教育を推進します。
- 子どもの性被害を防止するため、子どもの育ちに合わせた性教育を推進します。

② 職員研修の強化

- 体罰によるしつけは虐待にあたることなど、職員・教職員が子どもの人権について意識を高める研修に取り組みます。

③ 子どもへの人権侵害などの対策強化

- 支援を必要とする保護者に対して定期的な訪問・見守りや相談支援などを行い、不安やストレスを軽減することで児童虐待の予防に努めます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校における児童・生徒や保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めます。
- いじめ、不登校、家庭に居場所がないなどの子どもに必要な支援を図ります。

④ 子育て相談・支援体制の充実

- 子育て世代包括支援センターを中心として、子育てに関する相談支援体制や情報提供体制の充実を図ります。

⑤ 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て家庭が社会や地域で孤立しないよう、保護者同士の交流機会の提供や、地域で活動する民生委員児童委員、NPO法人や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域で子どもや子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。

⑥ ひとり親家庭への自立の支援

- 経済的負担の軽減を通じて自立を支援していくことは、親から子への貧困の連鎖防止にもつながるため、ハローワークなどと連携して就労に関する支援を実施します。

2. 女性の人権

【現状と課題】

- 家庭や職場における男女差別、性犯罪など女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力(DV)、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの人権問題が発生しています。
本町では、令和2年3月に「第2次太子町男女共同参画推進計画」を策定し、「男女共同参画の実現に向けた意識づくり」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」、「男女共同参画によるまちづくり」、「誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備」、「あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」の5つの基本目標を掲げて取組を進めています。
- 「親の世話や介護は女性の役割」と考えるなど、固定的な性別役割分担意識の変革や女性に対する暴力の根絶に向けて啓発を強化する必要があります。
また、あらゆる分野における女性の活躍を推進し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を推進していくことが重要です。

【具体的な取組】

① 男女共同参画への教育・啓発の推進

- 「第2次太子町男女共同参画推進計画」と連動して、女性の人権が尊重されるまちづくりに努めます。
- 女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくりに努めるとともに、女性に対する暴力根絶に向けての啓発及び情報の提供に努めます。

② 職員研修の強化

- 職員・教職員が男女共同参画への理解を深めるための研修機会を設け、男女共同参画の視点で職員の能力開発と人材育成に努めます。

③ 人権相談の充実

- 女性に対するセクシュアル・ハラスメントや DV など様々な悩みに対応できるよう大阪府などと連携を図り、相談体制の充実に努めます。

④ 関係機関との連携

- 庁内に設置している「男女共同参画施策推進本部」において、施策を総合的に推進できるよう庁内推進体制の一層の強化を図ります。
- 大阪府女性相談センター、南河内男女共同参画社会研究会、企業、団体など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。

3. 障がいのある人の人権

【現状と課題】

- 障がいがあることを理由に様々な社会参加の機会が奪われたり、自律的な自分らしい暮らしを営むことを妨げられたりするなどの人権問題が発生しています。平成31年4月に成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」では、「障がい者は社会に不要な存在である」という考え方によって避妊手術が強制されてきたことに対する国の謝罪と反省が行われました。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が連携し支え合う共生社会を実現していくことが重要です。また、障がいのある人の自己決定権や、様々な活動に参加する機会が保障されたまちづくりを推進していく必要があります。

【具体的な取組】

- ① 障がいのある人の人権に関する教育・啓発の充実
 - 障がいへの正しい理解を深めるため、また、障がいのある人自身への権利の教育・啓発活動に取り組みます。
 - 障がいのある人に対する誤解や偏見をなくし、障がいを理由とする差別の解消や虐待防止に向けた意識啓発を行います。
- ② 職員研修の強化
 - 職員・教職員に対して、障害者差別解消法における合理的配慮の提供など、各法に基づく知識や適切な対応を身につけるための研修実施に努めます。
- ③ インクルーシブ教育の推進
 - 個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めます。また、小・中学校における「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。
- ④ 雇用促進と就労支援の充実
 - 福祉的就労の機会は重要であり、日中活動、社会参加、就労訓練の機会を提供する事業所など、関係機関を通じ、広報活動や雇用体制の整備を促進します。
- ⑤ 福祉サービスや相談体制の充実
 - 障がいのある人の多様なニーズに対応するため、社会福祉協議会や保健・医療・福祉の関係機関などが連携したサービスの提供に努めます。
 - 障がいのある人に対する合理的配慮を行うなど、相談しやすい体制整備を図ります。

4. 高齢者の人権

【現状と課題】

- 令和2年10月1日現在の本町の高齢化率は29.3%ですが、令和12年には35.2%となり3人に1人が高齢者と予測されます。要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加するなか、施設や家庭における身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限など、高齢者への人権侵害が発生しています。また、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否なども問題となっています。
- 高齢者に対するあらゆる形態の虐待を防止し、健康で安全な生活を送ることができるように、適切な支援の提供や意識啓発に取り組むことが重要です。
また、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生き生きと暮らし、社会の一員として、様々な活動に参加する機会が保障されたまちづくりを推進していく必要があります。

【具体的な取組】

- ① 高齢者の人権に関する教育・啓発の充実
 - 高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域社会の実現に向けて意識啓発を行います。
 - 高齢者が、地域社会の一員として様々な活動の場に参加し、生きがいをもって暮らせるよう、世代間交流などを通じた教育活動に取り組みます。
- ② 職員研修の強化
 - 職員、保健福祉サービスを提供する従事者に対して、意識啓発や資質を向上するための研修を行い、高齢者の人権と人格を尊重したサービスの実施を推進していきます。
- ③ 相談体制・機能の充実
 - 地域包括支援センターをはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。
 - 保健センターや社会福祉協議会など、あらゆる関係機関を窓口として、民生委員児童委員などとも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。
 - 生活困窮状態にある高齢者に対して、自立支援相談機関「はーと・ほっと相談室」と連携した相談支援を行います。
- ④ 情報提供機能の充実
 - 認知症高齢者の家族が参加する「高齢者介護家族のつどい」など、支援を必要とする住民への適切な情報提供を行います。
 - 就労を希望する高齢者の社会参加を促進するため、生きがい人材センターと連携し、情報提供や就業機会の確保に努めます。
- ⑤ 高齢者の虐待防止や孤立防止の強化
 - 高齢者虐待の早期発見・早期対応ができる体制の整備に努めるとともに、地域ケア会議において実態把握を行い、地域包括支援センターなどと協力して対応を行います。
 - 孤立死の防止のために、「安心太子見守りネットワーク」において地域住民や見守り協力員・事業所、民生委員児童委員などと連携し、見守り活動を強化します。

5. 同和問題(部落差別)

【現状と課題】

- 同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、同和地区出身の人などが、長い間、自由と平等が保障されず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれ、現在でも日常生活上で差別が発生するなどの日本固有の人権問題です。

平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、結婚や住宅購入時などに同和地区を避けようとする差別意識が依然として存在しています。さらに、戸籍謄本などの不正取得による身元調査や不動産取引での土地調査、インターネット上の差別落書きなどの問題も発生しています。また、同和問題を口実に、企業や行政機関へ不当な圧力をかけ寄付金を強要するなど、いわゆる「えせ同和行為」も同和問題の解決を阻む要因となっています。
- 部落差別の解消に向けて、住民一人ひとりが同和問題の現状を知り、正しい理解を深めて行動できるように、人権教育・啓発や相談体制を充実していくことが重要です。また、行政機関は「えせ同和行為」を排除するための取組や企業などへの啓発を行っていく必要があります。

【具体的な取組】

- ① 同和問題(部落差別)に関する教育・啓発の推進
 - 「太子町人権教育基本方針」に基づき、学校教育を通じて同和問題に対する認識を深め、部落差別を許さない意識啓発に努めます。
 - 同和問題を知る機会を提供し、正しい理解を広め、差別の解消を図るため、人権問題講演会の開催や広報紙・啓発冊子などにより効果的な啓発活動に努めます。
- ② 職員研修の強化
 - 職員・教職員が、同和問題を自らの課題としてとらえ、解決に向けて行動できるような研修や学習機会の充実に努めます。
- ③ 人権相談の充実・機能強化
 - 庁内の様々な相談窓口のネットワーク化を図り、安心して相談できる人権相談窓口の充実に努めます。
- ④ 関係機関との連携
 - 同和問題の解決へ向け、太子町人権協会などと連携を図るとともに、大阪府、町村長会、大阪府人権協会などとの協力体制を促進します。
 - 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会と連携し、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない職場づくりの促進に努めます。

6. 外国人の人権

【現状と課題】

- 国連において国際人権規約、難民条約、人権差別撤廃条約が採択され、日本も歩調を合わせた取組を進めています。平成28年度に法務省が実施した「外国人住民調査」によると、外国人であることを理由に差別的なことを言われたり、入居や就職を断られたりするなど、外国人の人権に関わる問題が明らかになっています。また、特定の民族や国籍の人々を排除しようとするヘイトスピーチを禁止するための「ヘイトスピーチ解消法」が平成28年に施行され、街頭での大規模デモなどは減少しましたが、その一方で、インターネット上の差別的な書き込みは後を絶ちません。
- 歴史的経過から日本に生活の本拠を持つ在日韓国人・朝鮮人などの永住者、さらに移住労働者、技能実習生、中国からの帰国者、国際結婚した人、国際結婚で生まれた子どもなど、外国人に対する偏見や差別を解消していかなければなりません。

本町には令和2年現在、122人の外国人が居住しています。多様な生活習慣や文化について理解を深め、外国人の人権が尊重された多文化共生社会のまちづくりを推進していく必要があります。

【具体的な取組】

- ① 外国人の人権に関する教育・啓発の推進
 - 外国の人々の生活や文化に関する体験学習などを通じて多文化教育を進め、お互いの違いを認め合い、共に生きる児童・生徒をはぐくむ学校教育を推進します。
 - 歴史的・地理的に関係が深いアジア諸国などの人々に対する偏見や差別を解消するため、正しい文化・歴史認識を学ぶ生涯学習や教育・啓発活動の充実に努めます。
- ② 職員研修の強化
 - 職員・教職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、お互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、研修や学習機会の充実に努めます。
- ③ 相談体制の充実
 - 大阪府国際交流財団や近隣の国際交流協会などと連携しながら、外国人が安心して地域で生活できるよう、困ったときに相談しやすい体制の充実に努めます。

7. 職場などにおけるハラスメント

【現状と課題】

- 令和2年6月、いわゆるパワーハラスメント防止法が施行され、職場などにおける様々なハラスメントへの対策に加え、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられました。

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアル・ハラスメントとパワーハラスメントがあります。また、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取扱い(いわゆるマタニティ・ハラスメント)なども重大な問題です。
- 企業だけでなく、働く人の意識啓発を促進し、ハラスメントは人権侵害であるという認識を高めていくとともに、対等な職場環境づくりをめざす必要があります。また、職場内での相談体制の充実や、就労・地域活動など様々な場面における男女共同参画づくりの促進が重要です。

【具体的な取組】

① ハラスメントに対する理解の促進

- あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、様々な機会において認識・理解を深めるための啓発・広報活動に取り組みます。

② ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実

- 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントをなくすため、企業に対する積極的な啓発・広報活動に取り組みます。
- ハラスメントに悩んでいる人のために、各種相談窓口に関する情報提供を行います。

③ 関係機関との連携

- 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会と連携し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進に努めます。

8. インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

- インターネットは、手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして普及し、近年はソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の活用など、さらに身近になりつつあります。その一方で、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載・投稿されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。また、インターネットを悪用した犯罪に、子どもが巻き込まれる例が後を絶ちません。SNS 上で頻発しているいじめは、保護者や教師などが外部から発見しにくく、表面化した時点で重大な局面に至っていることもあります。
- インターネット上の人権侵害を防止するためには、住民一人ひとりがインターネットの利点や問題点を理解し、その利用にあたっては、情報が不特定多数の人に見られるということ意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないように配慮することが必要です。インターネットの正しい利活用に関する教育・啓発を強化する取組が求められます。

【具体的な取組】

① インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進

- インターネットの利用にあたって、個人情報や人を傷つける情報を流さないよう、適正利用に関する啓発と教育に取り組みます。

② 人権侵害への対応

- SNS やインターネット上での人権侵害については、法務局などの関係機関と連携しながら迅速な対応を行い、相談、支援に努めます。

9. 性的マイノリティへの人権侵害

【現状と課題】

- 「性」には、「身体の性」「社会的な性」「心の性」「好きになる性」などがあり、これらの組合せは様々です。しかし社会では、一般的に「身体の性」と「心の性」は一致し、異性愛が当然だとする認識が大多数を占めています。こうしたなか、性的マイノリティに対する偏見や差別、また性的マイノリティの存在に気づかず、無意識に排除するという問題が起こっています。

太子町男女共同参画推進条例では、「男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること」、「すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない」と規定しています。

- 性的マイノリティへの偏見や差別をなくすための啓発活動に取り組み、性的指向や性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができるようまちづくりを推進していく必要があります。

【具体的な取組】

① 性的マイノリティへの理解促進と配慮

- 学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。

② 性的マイノリティに関する啓発の推進

- 性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いや言動は不当であることの認識を広める啓発活動を推進します。

③ 情報提供・相談体制の充実

- 性的マイノリティの人が安心して自分らしく生きるための情報提供や、相談窓口を案内するとともに、専門相談機関との連携などの対応に努めます。

10. 感染症に起因する人権侵害

- ハンセン病回復者、HIV感染者、さらに新型コロナウイルス感染者などに対する偏見や差別などの人権侵害が発生しています。患者及び感染者、その家族までもが日常生活や職場などで差別を受ける問題があるほか、マスコミの報道やインターネット上でのプライバシー侵害などの問題もあります。

1) ハンセン病回復者に対する人権侵害

【現状と課題】

- 感染者が差別を受けてきた病気の一つにハンセン病があります。「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」という誤った考え方のもと、昭和28年に「らい予防法」が公布されてから平成8年に廃止されるまでの長期にわたって、法律による強制的な隔離政策が進められてきました。その結果、ハンセン病に対する偏見や差別が助長され、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

平成21年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者に対する差別を禁止するとともに、ハンセン病回復者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備、偏見や差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復などのための措置を計画的に講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。

- 偏見や差別の解消に向けて、ハンセン病問題に関する正しい知識と理解を深める教育・啓発を行うことが必要です。また、ハンセン病回復者の社会復帰に向けた支援や地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

【具体的な取組】

① ハンセン病回復者に関する人権教育・啓発の推進

- ハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。

② 相談窓口の充実

- 当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

2) HIV感染者に対する人権侵害

【現状と課題】

- HIVというウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍などが引き起こされます。HIV感染症に対する誤解や偏見により、感染を理由とした就職拒否や入居拒否などの人権侵害が起こっています。

HIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、仮にHIVに感染しても、現在では医療の進歩により、治療を続けながら感染する前と

同じ生活を続けることができます。

- HIV感染者が安心して治療を受け、働き、生活できる社会を築くため、正しい知識と理解を深める教育・啓発を行い、偏見や差別の解消に取り組むことが必要です。

【具体的な取組】

① HIV感染者に関する人権教育・啓発の推進

- HIV感染症に関する正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。
- 小中学校においては、児童生徒の発育段階に応じた性教育を推進し、HIVに対する正しい知識の普及に努めます。

② 相談窓口の充実

- 当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

3)新型コロナウイルス感染者に対する人権侵害

【現状と課題】

- 新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者など社会のライフラインを支える人たちへの偏見や差別、排除という事態が発生しました。被害者である感染者が、本来得られるべきいたわりや共感、支援ではなく、感染したことを非難され、その責任を問われるなど、差別や排除に怯えながらの生活を余儀なくされる状況が発生しています。
- 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者に対する偏見や差別を解消するためにはウイルスに関する正しい理解を広めていくことが重要です。また、未知なものに対する過剰な忌避意識は偏見や差別の拡大につながることを一人ひとりが自覚し、人権意識を高めていくことが大切です。感染予防対策を講じながら、感染拡大が人権侵害の拡大につながらないよう取り組んでいく必要があります。

【具体的な取組】

① 新型コロナウイルスに関する人権教育・啓発の推進

- 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及を図り、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者などに対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進し、新たな人権問題の発生の防止に努めます。

② 相談窓口の充実

- コロナ禍が新たな貧困と格差の拡大を生み出さないよう庁内の関係機関が連携し、人権の視点に立った相談窓口の充実を図ります。

11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

【現状と課題】

- 町では、自殺対策基本法に基づき「太子町のち支える自殺対策計画」を平成31年3月に策定しました。すべての住民が相互に支え合うことで、誰もが自殺に追い込まれることなく、生きがいを持って心身ともに健康に過ごせるまちの実現をめざし、住民や地域、関係機関、事業主、学校などと連携・協働することにより、「生きることの包括的な支援」に取り組んでいます。
- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死といわれています。その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。自殺は誰にでも起こり得る危機として共通認識をもち、お互いに支え合う共生社会を築くことによって、自殺を未然に防止し、すべての住民が生き生きと暮らせる人権尊重のまちづくりを推進していく必要があります。

【具体的な取組】

① 児童生徒を含めたすべての住民への自殺対策の教育と啓発の推進

- すべての住民が自らのこころを健康に保つとともに、不調に陥った場合や、周りの人の不調に気付いた場合に適切な対処が行えるよう、多様な媒体・手段を活用した普及啓発に努めます。
- 学校などの教育機関と連携し、児童生徒が信頼できる大人に助けを求められる相談体制の充実に取り組みます。

② 自殺リスクを低下させるための支援

- 「生きることの包括的な支援」を総合的に推進し、自殺未遂者や自死遺族に対する支援体制の充実に取り組みます。

③ 地域におけるネットワークの強化

- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、太子町自殺対策ネットワーク会議をはじめ、全庁的な連携体制を構築し、住民、地域、関係機関、事業主、学校などのネットワークの強化を図ります。

12. その他の様々な人権課題

(1) 刑を終えて出所した人への人権侵害

- 刑を終えて出所した人やその家族に対して、就職や居住に関する偏見や差別の問題があり、厳しい状況におかれながらも社会復帰をめざす人たちがいます。
- 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。偏見や差別を解消し共生社会づくりに向けた啓発活動を推進するとともに、大阪府や関係機関、団体などと連携し、社会復帰に適した環境整備に努めることが必要です。

(2) 犯罪被害者などへの人権侵害

- 理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者やその家族などは、直接的な被害だけでなく、そのことによる精神的・経済的被害など、様々な問題に苦しんでいます。犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していくために「犯罪被害者等基本法」が平成17年4月に施行され、被害者の権利が明文化されました。また、同年12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、平成18年度から毎年度、国、地方公共団体、民間団体などが、犯罪被害者などへの理解増進を図るための啓発事業を実施しています。
- 被害者や家族を社会的孤立から救うためには、当事者などの気持ちに寄り添い、適切な支援を行うことが必要です。また、被害者に対する集団的な過熱取材によるプライバシーの侵害など社会からの二次的被害を防止し、被害者が地域で安心して暮らしていけるように社会全体で支えていく取組が必要です。

(3) 引きこもりに対する偏見や差別

- 引きこもりの問題は様々な要因が絡み合って生じていると考えられ、本人や家族の抱える課題は、対人関係や進学への悩み、就労の困難さ、生活困窮など、その年齢や状況により多岐に渡っています。また、親子共倒れのリスクを抱えた家族の「8050問題」が社会的な課題として顕在化しています。
- 精神保健福祉分野だけでなく、教育、労働などの様々な分野における公的機関や民間支援団体などが協力・連携する包括的な支援体制の構築が必要です。同時に、引きこもり問題についての正しい知識の普及と、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進することが求められます。

(4) アイヌの人々の人権

- アイヌの人々は、アイヌ語や伝統的な儀式・祭事などをはじめとする独自の豊かな文化を持っています。しかし、アイヌの人々は、江戸時代の松前藩による支配、さらに明治時代の日本国民への同化を目的とした「北海道旧土人保護法」の制定により、経済的にも社会的にも恵まれない立場に置かれ、伝統的な生活習慣や文化が失われてきました。
- 令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌであること理由とした差別などの禁止やアイヌ政策を

実施するための支援措置などが定められています。アイヌの人々に対する正しい理解を深め、偏見や差別をなくしていくための啓発活動が必要です。

(5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者などへの人権侵害

- 平成14年9月、平壤で行われた日朝首脳会談で北朝鮮側が長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束してから18年が経過しました。北朝鮮による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と財産にかかわる重大な問題です。
- 平成18年6月、拉致問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しながら実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めていくための取組が必要です。

(6) ホームレスの人権

- ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の問題を抱えている場合があり、このような様々な背景から路上生活などを余儀なくされています。しかし、社会では自己責任論が強く、ホームレスの人を偏見や差別の眼差しで見るとの傾向があり、人権を侵害する事件が起こっています。
- 平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の実施により、全国的にホームレスの人数は減少傾向にあるといわれている半面、ネットカフェで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若年者が増加しています。ホームレスに対する偏見や差別をなくすとともに、各種相談や自立支援などに努めることが重要であり、人権侵害に対しては、関係機関との連携による適切な対応を図る必要があります。

(7) 人身取引(トラフィッキング)

- 人身取引は、「トラフィッキング」とも言われ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもなど弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取する犯罪です。
- 人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、癒しがたい傷を負わせる重大な人権侵害であり、迅速な被害者の保護が求められています。さらなる被害者を生まないために、加害者や犯罪組織の取締りを強化するとともに、被害者が公的機関などに被害申告をしやすい環境を整備することが重要です。

政府は平成26年12月、総合的・包括的対策を講ずるために「人身取引対策行動計画」を策定しました。人身取引に関する法整備とともに、問題解決に向けて広く住民の関心を高める啓発活動が必要です。

(8) 東日本大震災に起因する人権問題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとなりました。
多くの人々が今も避難生活を余儀なくされているなか、被災者に対する嫌がらせやいじめ、原発事故に伴う風評に基づく偏見や差別が今なお存在しています。また、避難生活では、介護の必要な人、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語の話せない外国人など、避難者の多様なニーズに対応した支援や配慮の必要性などが改めて認識されました。
- 災害は多くの人命を危険にさらします。こうした時こそ、一人ひとりが被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していく意識啓発に取り組むことが必要です。

(9) 職業に対する偏見や差別

- 「職業選択の自由」はすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。しかし、社会的差別との関わりや宗教的、道徳的な理由のほか、「力仕事に従事しているから」「非正規社員だから」など、仕事の中身やその人のことを知らないにもかかわらず、特定の職業やその従事者に対する偏見や差別が存在しています。
- 就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであり、求人募集・採用選考にあたっては、求職者などの個人情報と適正に管理するとともに、差別のない公正な採用選考が行われる必要があります。あらゆる職業や働き方の違いを一人ひとりが理解・尊重し、偏見や差別を解消していくための教育・啓発に取り組むことが必要です。

第4章 推進プランの体制と進行管理

1. 推進プランの体制

(1) 実施体制

① 太子町人権協会との連携強化

人権啓発活動に取り組んでいる太子町人権協会を「人権尊重のまちづくり」を推進していくための連携・協力団体として、育成・強化を図ってきます。

② 人権行政を担う職員の養成

1) 人権リーダーの養成・配置

町職員の自発的な人権の取組を促進するため、各部署における人権リーダーを養成・配置していきます。その際、大阪府が実施する「大阪府人権総合講座」などを活用し、計画的な人材養成に取り組めます。

2) 職員研修

人権行政を担う町職員の人権意識を高めるため、計画的な職員研修に取り組めます。

③ 庁内体制の整備

1) 太子町人権施策推進本部

人権施策の総合的な推進を図るため、町長を本部長とし、各部署の責任者で構成する「太子町人権施策推進本部」を定期的開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

2) 人権施策推進本部幹事会

各部署の課長で構成する「人権施策推進本部幹事会」を定期的開催し、「人権施策推進本部」の円滑な運営にあたります。

④ 太子町人権尊重のまちづくり審議会

太子町人権尊重のまちづくり条例に基づき設置している「太子町人権尊重のまちづくり審議会」を定期的開催し、計画の進捗状況に関する審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

(2) 国や大阪府などとの連携

国や大阪府、近隣自治体との連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うため、人権に関する研修会の実施や情報交換の機会の充実に努めます。

(3) 住民など多様な主体との連携

人権施策は町の主体性のもと、住民、NPO 法人、事業者、各機関、団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに協力する参画と連携のもとで推進していきます。また、各主体の人権に関する活動への様々な支援を通じて、新たな協働体制やネットワーク化につなげるように努めます。

2. 進行管理

計画の適切な進捗管理・評価を行うために、毎年、事業を所管する部署から、計画に基づく進捗状況を把握するとともに評価し、評価結果をもとに改善を図ります。計画期間中、社会情勢の変化に対応した新たな施策についても進捗状況の把握、進行管理の対象とします。評価・改善についてはPDCAサイクルの仕組みを取り入れた進行管理を行います。

なお、取組状況の評価については「太子町人権施策推進本部」で点検するとともに、「太子町人権尊重のまちづくり審議会」に報告し、意見をいただきます。

PDCAサイクルとは、計画を策定(Plan)し、これを実行に移し(Do)、その成果を点検し(Check)、これを踏まえて改善し(Action)、さらに次の計画へとつなげていく(Plan)もので、計画の実施に当たっては、PDCAサイクルにより、計画進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

図.PDCAサイクルの仕組み

